

皇室經濟會改正ノ事

宮内省及内閣各省等ノ間権限又ハ其事

務判明ナラサルモノ多クニシテ時ニ或

ハ抵触支吾シテ甚シキハ衝突爭議舉行

ニ便ナラサルモノアリ今日ニ當リ一面

ニ於テハ之ヲ明確ナラシメ一面ニ於テ

ハ宮内大臣ノ職務上總攝提議ニ鄭重シ

加フルノ必要アルカ爲メ此會議ノ事

項ヲ改正増補セラレ左ノ事項ヲ或ハ諮



詢：依り或ハ宮内大臣ノ發議ニ依り臨  
時招集熟議遺算ナキヲ期セラレシコト  
ヲ建言ス

第一 従前ノ如ク帝室經濟ニ關スル  
事項

第二 皇室及皇族ノ冠婚葬祭ニ關ス  
ル事項

第三 皇族待遇ノ事

第四 皇族及勲臣ノ賞與又ハ國葬ニ  
關スル事項

第五 叙爵及昇爵ニ關スル事項

第六 神社及寺院等ニ關スル事項

第七 人民ノ請願等ニシテ重大ナル  
事項

右ニ繼令政治上ニ牽連スルモ内閣又ハ  
各省及地方長官等ヨリ申請スルモ事體  
帝室ニ關シ宮内大臣奏請執行スル性質  
ノモノニ限ル

本會ハ目下人員寡少ニ過クルヲ以テ勲  
臣ノ内ヨリ數名ノ増員アラシムコトヲ仰



ノ所ナリ

明治三十一年二月九日

臣博文

